

平成26年度当初予算案の部局別経費概要

注: ◎は新規施策分
○は大幅増額分
(単位:千円)

一 総 務 部

公債費 90,661,732
県債及び一時借入金に係る元利償還金等

県庁第一別館耐震改修事業費 845,623
災害時の防災拠点である県庁第一別館の耐震改修工事を実施する。
1 第一別館 SRC11階・地下3階建 20,462㎡ 昭和55年6月建築
2 工 法 免震工法
3 期 間 24年度～26年度

県庁非常用発電設備改修事業費 55,272
非常時の業務継続に必要な電源を確保するため、第一別館耐震改修工事に併せて、非常用発電設備の改修工事を実施する。
1 改修の概要 ディーゼル発電設備の屋上設置、燃料タンクの地下2階設置、電気設備等の新設、改修
2 改修後の状況 非常時に業務を3日間継続できる最低限必要な電源を確保
3 期 間 25年度～26年度

県債管理基金積立金 20,938
基金運用益の積立

地域経済活性化臨時基金積立金 7,283
基金運用益の積立

災害に強い愛媛づくり基金積立金 6,004
基金運用益の積立

県有施設維持管理基金積立金 27,000
基金運用益の積立

ふるさと納税普及啓発費 1, 403

- 1 ふるさと納税普及推進会議の開催
- 2 普及啓発
 - ・普及啓発用チラシ(20,000部)の作成、配布 等
- 3 寄附者への対応
 - (1) 寄附金の受入れ
 - (2) 寄附者とのネットワークづくり
 - ・お礼状の送付
 - ・ふるさと愛媛応援者カード事業
 - ・お礼の品の送付 等
 - (3) 事業実績報告の公表、送付

行政改革・地方分権推進事業費 1, 261

「新しい行政改革大綱」の推進、次期「行政改革大綱」の策定に向けた検討、政府に対する意見・提言等を行う。

経営改革推進事業費 428

県出資法人経営評価指針に基づく県出資法人の経営評価の総括と、新しい指針の策定を進める。

行政評価推進事業費 1, 761

政策・事務事業について自己評価を行うとともに、評価の客観性の向上等を図るため、外部評価委員会を設置し、外部評価を実施する。

○ **職員の長期派遣研修費** 37, 234

- | | |
|-------------------|----------------------------|
| 1 ジェトロ(日本貿易振興機構) | 5 国等 |
| ・ 海外研修 1人(香港事務所) | ・ 環境省 1人 |
| ・ 本部研修 1人 | ・ 国土交通省 1人 |
| 2 自治体国際化協会 | ・ (一財)地域活性化センター 1人 |
| ・ 海外研修 1人(ソウル事務所) | 6 他県 9人 |
| 3 交流協会 | ・ 広島県(3人)、徳島県・香川県・高知県(各2人) |
| ・ 海外研修 1人(台北事務所) | 7 市町 25人 |
| ・ 本部研修 1人 | ・ 松山市(5人)、八幡浜市(4人)、 |
| 4 自治大学校 3人 | ・ 宇和島市・四国中央市・西予市(各2人)、 |
| | ・ 今治市・新居浜市・西条市・大洲市・伊予市・東温市 |
| | ・ 松前町・砥部町・伊方町・鬼北町(各1人) |
| | 8 民間企業 1人 |

職員こころの健康対策事業費 1, 138

各地方局・支局に県と市町が共同でメンタルヘルス対策を行う健康相談室を設置するとともに、県と市町の産業保健スタッフによる連絡会を開催する。

- 1 県・市町健康相談室の設置
 - ・地方局・支局ごとに精神科医及び保健師を配置
- 2 県・市町の産業保健スタッフ連絡会の開催
 - ・開催回数 年4回

県有財産処分推進費	15, 613
県有財産のうち公用又は公共の用に供する見込みのない遊休県有地等の処分を推進	
特別徴収強化事業費	22, 397
<ol style="list-style-type: none"> 1 県徴収確保対策本部(本部長:総務部長)の活動 2 財産調査の徹底による効率的な徴収活動 3 差押活動の徹底等、納期内納税者の視点に立った滞納整理活動の促進 4 自動車税納期内納付キャンペーン及びコンビニ収納周知活動の実施 5 個人住民税徴収確保対策 6 差押財産の公売強化 	
愛媛地方税滞納整理機構運営費補助金	9, 800
県内全市町参画により設立された「愛媛地方税滞納整理機構」の事業運営に要する経費の一部を助成する。	
県税電子申告サービスシステム整備事業費	27, 370
納税者の利便性の向上を図るため、全国の自治体が共同して設立した「地方税電子化協議会」が行うシステムの運用に係る経費を負担するとともに、連携する県税システムを運用管理する。 また、国税庁から配信される所得税データを利用して個人事業税を課税する国税連携システムを運用する。	
自動車保有手続ワンストップサービスシステム整備事業費	611
自動車保有手続のワンストップサービス(OSS)システムを導入・運用するため、全都道府県で設置した「OSS都道府県税協議会」が行うシステムの管理・運営に係る経費を負担する。	
不正軽油撲滅強化推進費	4, 262
総合的な不正軽油撲滅作戦(不正軽油を作らせない、買わせない、使わせない)を展開する。 ・需要家、販売店に対する巡回指導の強化 ・路上抜取調査の実施 ・専門分析機関による分析 ・県不正軽油防止対策協議会の連携強化	
県税システム運用管理費	83, 232
税務関係29システム(課税、収納、納税証明など)の運用管理	
県税システム再構築事業費	268, 671
税務関係システムのうち法人二税課税システムと収納管理システムの2つのサブシステムを再構築し、税務事務の効率化、迅速化と県民サービスの一層の向上を図る。 1 再構築方法 汎用機システムによる再構築及びその付随箇所改修 2 再構築期間 24年度～26年度(3年間) 3 再構築体制 県と委託業者との共同開発 (プログラムの製作及び各種テスト段階において共同で取り組む)	

県・市町連携「チーム愛媛」推進事業費

3, 169

「チーム愛媛」として市町と連携・一体化施策について協議検討するとともに、市町の運営支援や、行政改革の推進につながる取組みを実施する。

- 1 県・市町連携推進本部(本部長:知事)
 - ・ 連携・一体化施策の協議・検討、県・市町連携推進本部会議等の開催
- 2 市町の運営支援
 - (1) 市町支援担当職員制度の運営
 - ・ 各市町の担当職員を設置し、各市町からの相談に対応
 - (2) 市町サポートBBSの運営
 - ・ 電子掲示板を開設し、市町からの相談に対応するとともに、行・財・税政情報を提供
- 3 行政改革の推進
 - ・ 第2回行革甲子園の開催
地方分権改革が進展し、地方財政が厳しさを増す中で、これまで市町が行ってきた行政改革の取組みとノウハウを自治体間で共有することにより、知恵と工夫による更なる行政改革を支援する。
県内6事例の発表に加え、四国他県市町村等にも呼びかけ県外事例発表も行い、県内外自治体が参考とできるよう、全事例を県ホームページ等により公表する。

◎ 市町村合併検証費

1, 718

県・市町が連携して、合併の効果と課題を検証する。

- 1 市町村合併検証部会の開催(年3回)
構成員:県1人、副市長20人、外部有識者3人
- 2 市町村合併検証作業部会の開催(年3回)
構成員:県1人、各市町担当課長20人
- 3 アンケートの実施
 - (1) 住民アンケート 対象者:区長、行政モニター等1,000人
 - (2) 市町長アンケート
- 4 市町現状調査
合併市町の現状把握(公共施設や行政サービスなど)

住民基本台帳ネットワークシステム運営事業費

62, 153

- 1 (財)地方自治情報センター(指定情報処理機関)への委任
 - ・ 全国ネットワークの管理運営
 - ・ 住民票コードの指定等
- 2 県ネットワークシステムの運営等
 - ・ ネットワークの運用保守 (財)地方自治情報センターへ委託
 - ・ サーバ及び業務端末の維持管理及び運営
- 3 県本人確認情報保護審議会を開催
 - ・ 委員 5人 審議回数 年2回
- 4 住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会への参画
- 5 市町等のセキュリティ対策

権限移譲推進費

43, 250

知事権限の市町への移譲等に伴う経費

○ 知事選挙費

699, 733

- 1 任期満了日 26年11月30日
- 2 執行期限 任期満了日前30日以内
- 3 告示日 選挙期日前17日
- 4 選挙人数 1,182,235人(25.9.2定時登録時)

○ 土地改良区総代選挙費

5, 341

- 1 対象地区 道後平野土地改良区(松山市、伊予市、東温市、松前町、砥部町)
- 2 任期満了日 27年3月8日
- 3 執行期限 任期満了日前30日以内
- 4 告示日 選挙期日前7日
- 5 定数 19選挙区 174人

私立学校運営費補助金

6, 136, 599

私立学校の経営の安定化と保護者負担の軽減を図るための運営費助成

◎ 私立高等学校等奨学給付金交付事業費 83, 980

低所得世帯の私立高校生等の修学にかかる教育費負担軽減のため、教科書費等として給付金(定額)を支給する。

- 1 対象 象 非課税世帯(年収250万円未満相当世帯)
- 2 対象経費 授業料以外の教育費
- 3 支給額 (1)非課税世帯(生活保護受給世帯を除く)
 - ・全日制 第2子以降 138,000円/年 第1子 38,000円/年
 - ・通信制 第2子以降 38,100円/年 第1子 28,900円/年(2)生活保護受給世帯(通信制除く) 52,600円/年(修学旅行費相当額)

○ 私立幼稚園緊急環境整備事業費補助金 21, 105

安心こども基金を活用して、私立幼稚園における幼児教育の質の向上を図るため、遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の環境整備経費の一部を補助する。

◎ 私立専修学校職業実践教育促進事業費補助金 3, 531

職業教育の中核的教育機関である専修学校における職業実践教育の質の向上を図るための取組みに係る経費の一部を補助する。

- 1 補助先 県内私立専修学校を設置する学校法人等
- 2 対象経費 職業実践教育の質の向上を図るための取組みに係る経費
- 3 補助率 県1/2以内(1校当たり350千円を限度)

私立幼稚園子育て総合支援事業費 138, 525

1 事業内容

- ・「預かり保育」を1日平均2時間以上実施する私立幼稚園で、「子育て相談」事業と併せてその他1以上の子育て支援事業を行う者、又は、「園舎・園庭の開放」事業と併せてその他1以上の子育て支援事業を行う者に対して助成
- ・1日平均預かり保育担当教員数及び預かり保育時間に応じて加算

2 補助単価

- ・基本分 1,060千円(認定こども園は1,085千円)
- ・加算分

担当教員数	保育時間	加算単価	担当教員数	保育時間	加算単価	担当教員数	保育時間	加算単価
2人未満	2～5時間		2人	2～5時間	250千円	3人以上	2～5時間	500千円
	5～6時間	100千円		5～6時間	400千円		5～6時間	700千円
	6～7時間	200千円		6～7時間	550千円		6～7時間	900千円
	7時間～	300千円		7時間～	700千円		7時間～	1,100千円

私立高等学校等就学支援金補助金 1, 714, 053

1 就学支援金

私立高校生等のいる世帯の教育費負担軽減のため交付する。

- (1) 交付先 私立高校(中等教育学校後期課程・通信制高校・専修学校高等課程等を含む。)を設置する学校法人
- (2) 補助単価 高校生1人当たり年間118,800円
 - ・新基準(26年度以降入学)…所得制限あり(年収910万円未満相当世帯が対象)、低所得世帯への加算1.5倍～2.5倍
 - ・旧基準(25年度以前入学)…所得制限なし、低所得世帯への加算1.5倍～2倍

2 再就学支援事業補助金

高等学校等を中途退学した者が、再び就学支援金対象校で学び直す場合に交付する。

- (1) 交付先 高等学校等就学支援金対象校を設置する学校法人等
- (2) 補助単価 就学支援金相当額

私立高等学校等授業料減免事業補助金

83, 133

1 私立高等学校授業料減免事業補助金

授業料減免を行う学校法人に補助を行う。

(1) 交付先 低所得世帯の生徒の授業料減免を行う私立高校(中等教育学校後期課程を含む。)を設置する学校法人

(2) 対象者

- ・ 年収350万円未満相当世帯の生徒
- ・ 生活保護世帯の生徒(25年度以前に入学した生徒のみ)
- ・ 保護者の失業等家計急変により授業料納付が困難となった生徒

(3) 補助単価 授業料(月額24,000円を限度)と高等学校等就学支援金(月額0円～19,800円)との差額

2 被災幼児生徒私立学校授業料等減免事業補助金

東日本大震災等により被災し、本県に避難している授業料等が納付困難と認められる幼児生徒に対し、授業料等の減免を行う学校法人等に補助を行う。

(1) 交付先 授業料等の減免を行う学校法人等

(2) 対象者 私立幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校等の園児・生徒

(3) 対象経費 授業料等減免額